

第114回茨城県大規模小売店舗立地審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年1月14日（火）～24日（金）（書面開催）
- 2 出席委員 平光委員長、谷口副委員長、萩谷委員、井澤委員、清山委員、大塚委員
事務局 茨城県 産業戦略部 中小企業課
- 3 議事要旨
(1) LALA ガーデンつくば（前施設）の届出の際の住民意見や審議会の対応状況等
(2) 各委員の意向確認

【フォルテつくば】（継続審議）

各委員に対して、(1)の資料を送付し、書面にて、県意見の有無に係る意向確認（多数決）を行ったもの。意向確認を行う中で、委員からの主な意見及び質問は、以下のとおり。

・委員

県の住民向けのホームページに、大型店の立地に関する意見提出を案内するページがありますが、個人でも意見できる仕組みであり、自治会で意見をまとめなければならないという主旨のものではありません。今回の住民意見は的を射た内容となっています。客観的な危険性に基づく判断ではなく、住民の声が大きいかどうかで態度を変えるというのも如何なものかと思えます。

もう一点は、過去の審議会の「意見」については、県のホームページに掲載されており、平成15年9月29日の第19回審議会では「(仮称)つくばライフスタイルパーク（注：LALA ガーデンつくばの届出時の施設名称）」に対する意見として、「出入口No.2については自転車・歩行者専用の出入口とし、自動車（緊急車両を除く）の入出庫を行わないこと。」と記載があります。この具体の文言が、今回も適切と考えています。

また、今回の審議会資料に、「開店1か月後に地元との意見交換会を実施」とありますが、誰が主催者で、どのようにどの範囲で住民に呼びかけを行うのか、また、意見交換会とは別に問題を感じて意見がある場合は、それを受け付ける窓口がどこなのか、具体の情報を提示いただきたい。

・事務局

(委員からの質問に対して、設置者に確認のうえ回答。)

○開店1か月後の地元との意見交換会

主 催：フォルテつくばの中心となる店舗事業者

住民への呼びかけ：周辺の自治会代表（小野崎・松代地区）（予定）

○その他、意見等を受け付ける窓口

開店前：設置者が届出手続き等を委託する行政書士法人（7月に実施した地元説明会のチラシに連絡先の記載があり、自治会や住民に対しても、連絡先は周知されている。）

開店後：各店舗のインフォメーション

県意見の有無について、各委員の意向確認の結果は、「県意見なし」が4名、「県意見あり」が2名となったため、審議会としては、「県意見なし」として答申したうえで、設置者に対して以下の要望を付することとした。

(要望)

開店後も交通上の問題や渋滞等が発生した場合は、速やかに関係者（道路管理者、警察、地元自治会、周辺小中学校等）と協議して対策を実施すること。

特に、No.2 出入口に起因した問題が発生した場合は、No.2 出入口における自動車の利用制限を検討すること。